

## 平成 29 年 第 6 回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成 29 年 6 月 2 日 ( 金 ) 午後 3 時 00 分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒 松 直 之		
議 事			
	日程第 1 議事録署名委員の指名		
	日程第 2 議案事項		
	<p>議案第 1 号</p> <p style="padding-left: 20px;">農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画 ( 新規 ) の決定について</p> <p>議案第 2 号</p> <p style="padding-left: 20px;">農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について</p> <p style="padding-left: 40px;">1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届</p> <p style="padding-left: 40px;">2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届</p> <p>報告第 1 号</p> <p style="padding-left: 20px;">開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について</p>		
	日程第 3 その他		
出席委員	13 名	番号は議席番号	
	1 番 佐藤 隆博	2 番 伊藤 繁幸	
	3 番 田中 信行	4 番 彌田 和好	
	5 番 園田 喜久男	6 番 山本 國雄	
	7 番 久保 賢一	8 番 大野 泰徳	
	9 番 恒松 直之	10 番 西本 義矩	
	11 番 恒松 はつみ	12 番 原 年江	
	13 番 荒木 秀登		
出席職員	事務局長 宮森久住	補佐 吉田悠子	主任 吉岡千紘

午後3時00分 開会

局長 それでは、只今より平成29年第6回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は13名で、委員定数13名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

ここで、お願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、会長、お願いいたします。

会長 早いところでは、先月から田植えもはじまり、お忙しい日々をすごされていることと思います。

少しでも農業所得が上がる方法がないか、色々と考え、農業の別府スタイルの提案が出来るような方向性も模索していくことが必要かと感じているところです。

5月29日、30日に、全国農業委員会会長大会で東京のほうに行っていましたので、あとでみなさんに会議内容のご報告をしたいと思っております。

議長 本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、何卒よろしくご協力の程お願い致します。

総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私のほうから指名いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでありますので、7番委員、11番委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

これより会議を開きます。

本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定について」が、3件でございます。

次に、議案第2号農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が7件、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が7件でございます。

最後に、報告第1号として、「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」が2件でございます。

それから、その他となっております。

議長 それでは、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定について」の1番につきましては、利用権を受けるものが、株式会社 の審議でございます。

別府市農業委員会総会会議規則第13条に、「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますので、8番委員さんの退席をお願いします。

（8番委員退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画(新規)の決定についての1番について

番号1（新規）利用権を設定する者

大分市大道町6丁目 の6

設定を受ける者

別府市東山 番地3 株式会社 代表取締役

区分 農用地区域

利用権を設定する土地 大字東山字北の原 番 田（田）1,200 m<sup>2</sup>

通称は東山山の口 組です。

利用権の種類は賃借権、利用方法は水稻栽培です。

期間は2017年6月2日から2023年6月1日の6年間です。

貸賃支払は直接払

設定する者の理由はずっと農業に携わっていないので、耕作困難なため。

設定を受ける者の理由は農家の高齢化・後継者不足等の問題に取り組み、農業と地域を守り、地域活性化を図る運営を行うため。

議長 議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定について」の1番について、何かご意見はありますか。

委員 意見なし。

議長 それでは、この件につきまして、承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 別にご異議もないようですので、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定について」の1番は、承認することに決定いたしました。

事務局、大野委員に入室していただいでください。

議長 ただ今、審議いたしました結果、株式会社 〇〇の農用地利用集積計画は、承認されましたので、お知らせいたします。

8番委員 ご審議ありがとうございました。

この地域の管理をしっかりやっていこうと思っています。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定について」の2番について事務局の説明を求めます。

事務局 ご説明いたします。

番号2番3番は 〇〇さん35歳の新規就農案件です。今般、祖父と実母から農地を合わせて4,670㎡借受け、4反以上となり、新規就農することとなりました。提出された営農計画によると、主にほうれん草、オクラ、小松菜を作付けし、併せて椎茸栽培にも取り組み、将来的には干し椎茸を生産する計画です。農機具も基本的な物はすでに所有しており、農繁期には母親と弟、友人等の支援体制があり、また別府市青年就労給付金についても申請予定です。

番号 2 (新規) 利用権を設定する者、別府市内竈 組

設定を受ける者、別府市内竈 組

区分は市街化調整区域

利用権を設定する土地、大字内竈字湯ノ尻 番 田(田) 3,233 m<sup>2</sup>

場所は内竈の堂面棚田の 1 画です。

利用権の種類は使用貸借権、利用方法は野菜等です。

期間は 2017 年 6 月 2 日から 2022 年 6 月 1 日までの 5 年間です。

貸賃料はありません。

設定する者の理由、孫である 氏が新規就農するということで土地を貸すことになった。

設定を受ける者の理由、今般 32 a の農地を借り受け新規就農いたしたい。

議 長 次に、議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(新規)の決定について」の 3 番について事務局の説明を求めます。

番号 3(新規) 利用権を設定する者、別府市内竈 組

設定を受ける者、別府市内竈 組

区分は市街化調整区域

利用権を設定する土地、大字内竈字刈落 番 畑(畑) 495 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 1,437 m<sup>2</sup>

場所は八幡竈神社から西へ k m 附近です。

利用権の種類は使用貸借権、利用方法は野菜等

期間は 2017 年 6 月 2 日から 2022 年 6 月 1 日までの 5 年間です。

貸賃支払はありません。

設定する者の理由は息子である 氏が新規就農するということで土地を貸すことになった。

設定を受ける者の理由は今般 15 a の農地を借り受け新規就農いたしたい。

議 長 議案第 1 号の 2 番 3 番について、何かご意見はありませんか。

伊藤委員 はい、2 番の農地は堂面棚田の一角で、2 番 3 番とも本人は一生懸命農地の管理をしており、大変やる気がある青年です。許可することに問題はないと思います。

議 長 地元の委員からの説明がありましたが、この件につきまして、承認することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 別にご異議もないようですので、議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（新規）の決定について」の 2 番と 3 番は、承認することに決定いたしました。これは新規就農案件で別府市青年就労給付金についても申請予定ということです。しっかりやっていただきたいと思います。

次に、議案第 2 号農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告についてのうち、1「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届」、2「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」について、事務局の説明を求めます。

事務局 ご説明いたします。

議案第 2 号は、農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告でございます。

1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届です。

番号 1 番 申請人、別府市大字津留見 番地の 2 無職

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字井尻 番 30、田（雑種地）16 m<sup>2</sup>

場所は通称、火売 組 、 から東へ m 附近です。

施設の概要は、自己庭園用地として 16 m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 4 月 21 日

番号 2 番 申請人、大分市三川上 4 丁目 番 号 持分 2 分の 1

公務員

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字平道字下中頭 番 1 畑 (雑種地) 443 m<sup>2</sup>

場所は通称、小坂 組、 (株)別府営業所から北西へ m 附近です。

この届出は 7 ページの農地法第 5 条第 1 項第 6 号による農地転用届の 3 番の届けと一緒に提出されました。事業主が 氏でありますので、持分 2 分の 1 を 4 条の届出、残りの持分 2 分の 1 は妻から夫への 5 条の提出がされました。

施設の概要は太陽光発電設備用地として鋼管杭打ち及び鋼管組 400 m<sup>2</sup>、専決年月日は平成 29 年 4 月 25 日

番号 3 番 申請人、別府市大字鉄輪 番地 無職

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鉄輪字原 番、畑 (宅地) 747 m<sup>2</sup>

場所は通称、北鉄輪 組 1、 (株)から西へ m 附近です。

施設の概要、住宅用地として鉄骨造平屋建 100 m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 4 月 26 日

番号 4 番 申請人、別府市大字北石垣 番地 アパート経営

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字北石垣字馬場 番 1、畑 (宅地) 251 m<sup>2</sup>

場所は通称、中須賀本町 組、八幡石垣神社から南へ m 附近です。

施設の概要、共同住宅用地として鉄筋コンクリート造 3 階建 471.6 m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 5 月 1 日

番号 5 番 申請人、別府市亀川中央町 番 号 無職

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、亀川四の湯町 番 1、田 (雑種地) 161 m<sup>2</sup>

場所は通称、亀川四の湯町町 組、国道 10 号線の弁天一姫神社から南西へ

m附近です。

施設の概要、自己住宅用地として木造2階建161㎡、転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成29年5月9日

番号6番 申請人、愛知県名古屋市緑区有松町大字桶狭間字生山 番第 番地  
無職

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字亀川字論田 番7、畑(荒地)20㎡

場所は通称、平田町 組、 から南へ m附近です。

施設の概要、駐車場の一部用地として20㎡、転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成29年5月15日

番号6番 申請人、別府市大字鶴見 番地の4 無職

土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字大畑 番4、田(畑)20㎡

場所は通称、大畑町 組、大畑公民館から南西へ m附近です。

施設の概要、自己住宅用地として木造セメント瓦葺平家建129.21㎡、転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成29年5月16日

続きまして、2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届です。

番号1番

貸付人 別府市大字鉄輪 番地、農業

借受人 福岡県築上郡築上町大字上別府 番地1 (株) (代)

会社役員

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鉄輪字井手添 番 田(田)932㎡の内400㎡

場所は通称、野田 組1、北鉄輪の から北へ m附近です。

施設の概要は、バイナリー発電の為にボーリング試掘調査用資財置き場、駐車用地として砂利敷き木造平屋建932㎡の内400㎡(一時転用)期間(受理



通知書 受理後～1年)

転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成29年4月21日

番号2番

譲渡人 別府市大字鶴見 番地の2 、無職

譲受人 大分市大字駄原 番地1 (株) (代) 、宅地

建物取引業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字井尻 番1 田(雑種地)1,560 m<sup>2</sup> 外2筆 合計 2,115.73 m<sup>2</sup>

場所は、火売 組 市立朝日小学校から北に m付近です。

施設の概要は、宅地分譲用地として13区画バラ敷き 3331.12 m<sup>2</sup>

転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成29年4月21日

番号3番

賃貸人 大分市三川上4丁目 番号 持分2分の1 、会社員

賃借人 大分市三川上4丁目 番号 持分2分の1 、公務員

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字平道字下中頭 番1 畑(雑種地)443 m<sup>2</sup>

場所は小坂 組、 (株)別府営業所から北西へ m付近です。この届出は農地法第4条第1項第7号による農地転用届の2番と一緒に提出されました。

施設の概要は、太陽光発電設備用地として鋼管杭打ち及び鋼管組み 400 m<sup>2</sup>

転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成29年4月25日

番号4番

譲渡人 別府市大字鶴見 番地 、農業

譲受人 別府市大字鶴見 番地 、無職

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字岩国 番 17 畑 (雑種地) 496 m<sup>2</sup>  
場所は通称莊園町 番 号の隣地で、 店から北へ m付近です。  
施設の概要は、駐車場用地として砂利敷き 496 m<sup>2</sup>  
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 4 月 28 日

#### 番号 5 番

譲渡人 別府市大字鶴見 番地 、無職  
譲受人 大分市徳島一丁目 番地の 2 (株) (代) 、  
建設業

土地の区分は、市街化区域  
届出の土地は、大字鶴見字荒巻 番 2 田 (雑種地) 354 m<sup>2</sup> 外 2 筆 合  
計 380.68 m<sup>2</sup>です。

場所は朝日ヶ丘 組 市営鶴見住宅の南側です。  
施設の概要は、宅地分譲用地として木造 2 階建 190 m<sup>2</sup>  
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 5 月 1 日

#### 番号 6 番

譲渡人 愛知県豊明市三崎町ゆたか台 番地の 26 、会社役員  
譲受人 別府市大字鶴見 番地の 159 、会社員

土地の区分は、市街化区域  
届出の土地は、大字鶴見字二ツ藪 番 26 原野 (雑種地) 298 m<sup>2</sup>  
合計 380.68 m<sup>2</sup>です。

場所は通称扇山 組 市営扇山住宅から北へ m付近です。  
施設の概要は、駐車場用地として現状のまま 298 m<sup>2</sup>  
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 5 月 9 日

#### 番号 7 番

譲渡人 福岡県福岡市早良区百道 3 丁目 番 号 、会社員  
譲受人 国東市武蔵町糸原 (株) (代) 、太陽光発電

## 事業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字内竈字森谷筋 番9 田(畑)499 m<sup>2</sup>

場所は通称、内竈 組市立内竈保育園から西へ m附近です。

施設の概要は、会社住宅用地として木造2階建現状のまま166.66 m<sup>2</sup>

転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成29年5月10日

以上です。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この専決事項については、報告事項でございますので、ご了承下さい。

議長 最後に、報告第1号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号は、開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告についてです。

### 番号1番

申請人の住所氏名、大分市大字宮崎 (株) 大分支店 支店長

申請の土地は、別府市光町 番2 外1筆 合計 1,068.38 m<sup>2</sup>

土地の区分は、市街化区域

開発目的は、宅地分譲用地6区画、

事務局の所見は、申請地は農地でないため、意見なし。隣接地に農地があるか確認し、被害が生じる恐れや生じたときは、責任を持って対処して下さい。

### 番号2番

申請人の住所氏名、東京都品川区大崎一丁目 番号 (株)  
(代)

申請の土地は、別府市石垣東九丁目 番 外2筆 合計 1,393.85 m<sup>2</sup>

土地の区分は、市街化区域 第1種住居地域

開発目的は、店舗用地1棟

事務局の所見といたしましては、申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるため、被害が生じる恐れや生じたときは、責任を持って対処して下さい。

以上です。

午後 15 時 35 分      上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長      会 長

署名委員      7 番委員

署名委員      11 番委員